

標 題：

74 SOLAS 88改正の規定に従って
引火性貨物運搬船等に備付けられた
双方向VHF無線電話装置について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 149

Date: 平成6年10月24日

関係船主、造船所 各位

NKテクニカルインフォメーションNo. 134（平成6年4月10日発行）にてお知らせしたように、GMDSSへの段階的導入の一環として、救命用無線設備が双方向VHF無線電話装置及びレーダートランスポンダーに変更されており、既に必要な措置がとられていることと推察されます。

上記の双方向VHF無線電話装置は、その本来の用途に使用される限り、引火性貨物を運搬する船舶に装備される場合でも、防爆仕様とする必要はありません。従って、本会及び各国政府が承認した防爆仕様の双方向VHF無線電話装置はありません。

双方向VHF無線電話装置は、周波数及び電力の制限はありますが、本来の用途以外にも船上の通信に使用できるようになっています。しかし油タンカー、ケミカルタンカー、ガスキャリア、自走用の燃料を有する自動車運搬船、石炭運搬船及びその他引火性の貨物を運搬する船舶で、装備された防爆仕様でない双方向VHF無線電話装置が、例えば、通常の上乗作業等の連絡手段として貨物区域等で使用する等、本来の用途でない利用がなされることは、安全面からも避けるべきことです。ので、弊会としては、該当する船舶に装備された当該装置の表面に次の様な注意書を貼付して頂くこととしました。

上記の趣旨をご理解頂き、宜しく措置下さるようお願い申し上げます。

C A U T I O N

This apparatus is not of
intrinsically safe type
and should not be used
in cargo area

以 上